

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第２項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２７年１２月７日

東広島市長 藏 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(１) 名称

イオン高屋ショッピングセンターＡ敷地

(２) 所在地

東広島市高屋町杵原１７７６番外

２ 変更に係る事項

(１) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

位 置	面 積
A棟北側	５０平方メートル
B棟北側	６０平方メートル
D棟東側	５０平方メートル
D棟北側	５０平方メートル

(変更後)

位 置	面 積
A棟北側	５０平方メートル
B棟北側	６０平方メートル
C棟東側	５０平方メートル
D棟北側	５０平方メートル
B棟西側	７平方メートル

(２) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設番号	荷さばき可能時間帯
3 A	午前 8 時から午後 1 0 時まで
3 B	午前 6 時から午後 1 2 時まで
3 C	午前 8 時から午後 1 0 時まで
3 D	午前 8 時から午後 1 0 時まで

(変更後)

荷さばき施設番号	荷さばき可能時間帯
3 A	午前 8 時から午後 1 0 時まで
3 B	午前 6 時から午後 1 2 時まで
3 C	午前 8 時から午後 1 0 時まで
3 D	午前 8 時から午後 1 0 時まで
3 I	午後 1 0 時から午前 7 時まで

3 変更年月日及び変更の理由

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更年月日	変更の理由
平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日	夜間荷さばき作業に伴う騒音の影響を、既設の荷さばき施設に近接する住居に対して配慮するため。

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更年月日	変更の理由
平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日	商品の搬入計画の見直しのため。

4 届出年月日

平成 2 7 年 1 1 月 2 4 日

5 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 2 7 年 1 2 月 7 日 (月) から平成 2 8 年 4 月 7 日 (木) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号) に規定する休日を除く。) とし、縦覧時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条栄町 8 番 2 9 号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成 2 8 年 4 月 7 日 (木)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課